

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

定 款

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

公益社団法人 高知県診療放射線技師会定款

平成25年 4月 1日 制定

令和 5年 6月 4日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県診療放射線技師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療用放射線の安全利用に関する知識の普及啓発、及び診療放射線学の向上発展を図り、もって県民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、またその目的を推進するために次の事業を行う。

- (1) 診療放射線技術学の研究ならびに調査に関する事業
- (2) 放射線の安全管理及び放射線障害防止に関する事業
- (3) 診療放射線技師の職業倫理の高揚に関する事業
- (4) 会員の福利及び相互扶助に関する事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、高知県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

高知県内に居住又は勤務する診療放射線技師、又は診療エックス線技師であって本会の入会手続きを完了したもの。

(2) 名誉会員

正会員のうち本会の事業に顕著な功績のあった者は、理事会の選考を経たうえ社員総会（以下「総会」という。）の承認を得て名誉会員とする。

(3) 賛助会員

本会の主旨、目的に賛同する個人又は団体で、理事会が入会を承認するものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において定める「入退会等に関する規程」の定めるところにより、申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届に必要事項を記入して提出することにより退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費規程に定める会費を納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

第4章 役 員

(役員の設定)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、8名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は会長と共に本会を代表し、会長を補佐してその業務を執行する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。
- 3 前号の報告をする必要があるときは、法令で定めるところにより、理事に対して理事会の招集を請求し、又は招集することができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結する時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第5章 総 会

(構成)

第17条 総会は総正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定期総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使できる旨を決

定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

- 3 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することにする。

(議決権の代理行使)

第24条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項に定める表決を委任した正会員は総会の出席者とする。

(書面議決等)

第25条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面、あるいは電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項に定める議決権を行使した正会員は総会の出席者とする。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
(開 催)

第 29 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面を示して招集の請求があったとき。
(3) 第 14 条第 3 項の規定により監事から招集の請求があったとき、あるいは監事が招集するとき。

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長および監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(基本財産)

第 33 条 基本財産は会長が管理し、処分するときは理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

(財産の構成)

第 34 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
(2) 寄附金
(3) 資産又は事業から生ずる収入
(4) 財産目録に記載された財産
(5) その他の収入

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) その他必要な書類及び帳簿

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 40 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、時事に関する事項を掲載する高知新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は岡林正光、楠瀬正哲、巴 昭彦とし、常務理事は清水雅明、池三二雄、足達麻衣、高橋宏幸、久保克泰、中村伸治、小野 勇、大野貴史とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和5年6月4日

この定款は当法人の定款に相違ありません。

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

代表理事 中村 伸治 印

